



23総法審第62号

原  
本

裁 決

[Redacted]

審査請求人 [Redacted]

同 上

上記代理人 [Redacted]

処分庁 調布市福祉事務所長

審査請求人が平成23年5月10日に提起した保護申請却下決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人に対し平成23年3月11日付けでした保護申請却下決定を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」

という。) に対し、平成 23 年 3 月 11 日付けでした生活保護法 (以下「法」という。) に基づく保護申請却下決定 (22 調福生発第 1819 号。以下「本件処分」という。) について、その取消しを求めるというものである。

## 第 2 事案の経緯 (保護申請書及び保護申請却下通知書等による。)

- 1 請求人代理人は、処分庁に対し、平成 23 年 3 月 9 日付けで、請求人は単身世帯であるとして、請求人について法による保護を申請した。
- 2 処分庁は、請求人に対し、「1) あなたは身体障害者手帳により、自動車税の減免を受けており、単身ではなく生計同一者と居住していると判断されたため。 2) あなたの居住している住居が、住宅の構造上、単身世帯と判断できないため。」との理由により、平成 23 年 3 月 11 日付けで請求人の保護申請を却下することを決定し、請求人に本件処分通知書を送付した。

## 第 3 当庁の判断

### 1 請求人の主張についての検討

請求人の主張は、要約すると、本件処分の理由 (第 2・2) について納得ができないから、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

以下この点について検討する。

#### (1) 法令等の定め

ア 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる (法 7 条)。

イ 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる (法 10 条)。

そして、世帯の認定について、厚生事務次官通知（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」としている。

ウ 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない（法24条1項）、当該書面には決定の理由を附さなければならない（同条2項）。

そして、当該書面（以下「決定通知書」という。）に決定理由を付記しなければならないとされていることは、法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡問10-14））。

(2) これを本件についてみると、処分庁が請求人に交付した本件処分の決定通知書によれば、本件処分は「請求人が単身世帯ではない」ことを理由とするものである。

したがって、本件処分は、請求人について法10条に基づく世帯の認定を行ったにとどまり、生計同一者と居住していることだけでは保護の要否は明らかでないことからして、法24条2項に基づく決定理由の付記がなされておらず、法に定める要件を欠いた瑕疵あるものといわざるを得ないから、違法又は不当な処分として取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法40条3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成23年10月24日

審査庁 東京都知事 石原慎太郎

